

中部大学第一高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、からかいや集団での無視、嫌がらせなどのほか、暴力やインターネットを通じて行われているいじめなど学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとするなど深く傷つき、悩み、深刻な状況の生徒もいる。いじめの問題への対応は、学校として非常に大きな課題である。

いじめに対しては、本校のどの生徒にも起こり得ると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

いじめの態様を具体的に表すと次のことなどがあげられる。（文部科学省資料から抜粋）

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品をたかられる。
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- カ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- キ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ク その他

3 いじめ防止の指導体制と組織的対応

(1) いじめの未然防止といじめ早期発見のために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

ア 構成員は、教育相談委員会のメンバーを基本とし、以下の通りである。

校長、教頭、特活部主任、教務主任、生徒指導部主任、保健主事、養護教諭、
スクールカウンセラー、各学年会担当者

イ 委員会の取組内容

- (ア) 年間指導計画の作成
- (イ) 研修会の企画および立案
- (ウ) アンケートの実施と結果報告
- (エ) 未然防止への取組
- (オ) 早期発見の取組
- (カ) 各クラスの状況報告等
- (キ) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

(2) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ対策特別委員会」を開催し、その解決をはかる。

ア 構成員

校長、教頭、生徒指導部主任、学年主任、クラス担任等、発生事案により構成する。

イ 取組内容

- (ア) 事実関係の正確な調査、把握
- (イ) 被害者、加害者または全体に対して具体的な指導方針や支援方法の決定
- (ウ) 被害者生徒へのケアや支援
- (エ) 被害者生徒の保護者との連携
- (オ) 加害者生徒の指導や支援
- (カ) 加害者生徒の保護者との連携
- (キ) 他の生徒やクラス・学年等への指導
- (ク) 専門家や関係機関等との連携
- (コ) 事態収束まで継続指導、経過観察を行う。

(3) 重大事態への対応

ア 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (ア) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (イ) いじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (ウ) その他、生徒や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき。

イ 重大事態が発生した場合の対応

- (ア) 学校に重大事態の調査組織の設置
- (イ) 事実関係を明確にするための調査を実施
- (ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
- (エ) 学園本部並びに私学振興室へ報告
- (オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

4 いじめ防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの生徒でも起こり得るという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要であり、いじめを許さない学校、ならびに学校づくりをするために以下の観点からの体系的な取組や活動を行う。

ア 教員の人権意識を高める。

イ いじめを許さない生徒を育てる教育活動を行う。

ウ いじめの早期発見、早期対応に向けて組織的、計画的に取り組む。

エ 三者面談や教育相談体制を充実させる。

(2) いじめの早期発見

いじめを早期に発見するために、教職員は、日頃の生徒の言動から発するいじめのサインを見逃さないようにするとともに、教育相談やアンケートなどによって情報を収集する。

ア 生徒が発するサインには次のようなものがある。

- (ア) 遅刻、欠席が多い。
- (イ) 体調不良を訴える。
- (ウ) 表情が沈んでいる。
- (エ) 無視をされる。
- (オ) からかわれる。
- (カ) よく、保健室やトイレに行く。
- (キ) 衣服が汚れている。
- (ク) 体に傷やあざがある。
- (ケ) ぼつんと一人である。
- (コ) 使い走りをさせられる。
- (ク) 発言で爆笑がおきる。
- (セ) プロレスなどの技を仕掛けられる。
- (ソ) 持ち物が隠される等

イ 教育相談の充実

定期的な面談以外に日頃からスクールカウンセラーなどへ自分から相談できる環境をつくる。

ウ アンケートの実施

年に2回、定期的にアンケートを実施する。

エ 家庭、地域などとの連携

家庭において、いじめのサインを見つけたり、クラスの友人からの訴えなどによっていじめが早期発見ができる環境をつくる。

(3) いじめに対する措置

ア いじめを発見した場合

いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無を確認し、校長へ報告する。

イ いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるように支援する。

ウ いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で他人の心の痛みや苦しみを知ることができるように適切に指導する。

エ 保護者への対応

当該生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。

オ 関係機関との連携

いじめにより心身や財産に重大な被害を生じる恐れがあるときや犯罪行為と認められる場合は、警察など関係機関と連携して対応する。

カ ネット上のいじめの対応

ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

〈重大事態を含む〉

いじめ認知

校長、教頭
運営責任者に連絡

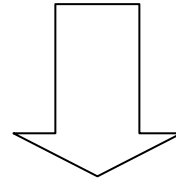
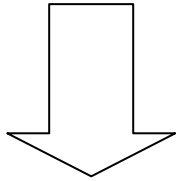
「いじめ防止対策委員会」

開催日 随時

構成員 教育相談委員会のメンバー

内 容

- ① 学校いじめ防止基本方針の作成、
(年間指導計画の作成)
- ② 研修会の企画立案
- ③ アンケートの実施と結果報告
- ④ 未然防止の取り組み
- ⑤ 早期発見の取り組み
- ⑥ 各クラスの状況報告



いじめ対策特別委員会

開催日 いじめを認知した地点で、速やかに開催する。
(事態が収束するまで開催する。)

構成員 校長、教頭、生徒指導部主任、学年主任、クラス担任、その他

記 録 事実関係及びいじめ対策委員会の内容を記録する。

内 容

- ① 事実関係の正確な調査、把握と学園本部並びに私学振興室への報告
- ② 被害者、加害者又は全体に対して具体的な指導方針を決定
- ③ 保護者との連携を取りながら、いじめの解決指導等
- ④ 警察等の関係機関と連携を取りながら、いじめの解決指導
- ⑤ 事態収束まで継続指導、経過観察